

会計年度任用職員（就学相談員）募集要項

項目	内 容
職名	会計年度任用職員（就学相談員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
募集人数	1名
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>東京都教育庁指導部特別支援教育指導課 (東京都新宿区赤城元町1-3 教育庁神楽坂庁舎 東京都特別支援教育推進室)</p>
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害のある児童・生徒等の就学又は入学の相談に関すること。 (2) 障害のある児童・生徒等の教育の継続のための相談に関すること。 (3) 障害のある児童・生徒等の保護者及びその関係者への特別支援教育に関する情報の提供及び連絡に関すること。 (4) 乳幼児等の早期発達支援に関すること。 (5) 特別支援教育に関する関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 特別支援教育に関する理解啓発に関すること。 (7) その他特別支援教育の推進に関すること。
応募資格・求められる能力	<p>心身ともに健康で誠実に業務を遂行できる者、特定性犯罪(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第7項により規定)の前科がない者、かつ以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都公立学校の校長又は副校長の職(以下「教育管理職」という。)を退職した者で、障害のある幼児・児童・生徒の就学・教育について5年以上携わり、専門的な知識と指導技術を有する者 (2) 東京都教育庁等、東京都の管理職(以下「管理職」という。)を退職した者で、障害のある幼児・児童・生徒の教育について5年以上携わり、識見を有する者 (3) 現に、又は過去に東京都再任用職員、東京都一般職非常勤職員、東京都教育委員会一般職非常勤職員、東京都会計年度任用職員、東京都教育委員会会計年度任用職員、東京都嘱託員又は東京都公立学校嘱託員である者のうち、退職時の職が教育管理職又は管理職であった者で、障害のある幼児・児童・生徒の教育について5年以上携わり、識見を有する者 <p>※災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>

勤務日数	月16日
勤務時間	原則1日7時間45分 勤務時間は、7時30分～16時15分、又は8時～16時45分（昼休憩 12時～13時） ただし、業務の必要により、別の勤務時間となることもあります。 超過勤務はありません。
休憩時間	原則12時00分から13時00分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、 妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 208,100円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。
応募方法等	別添「会計年度任用職員申込書」を以下の「申込・問合せ先」宛に提出してください。 申込期限：令和8年1月30日（金曜日）
問合せ	〒162-0817 東京都新宿区赤城元町1番3号 東京都教育庁神楽坂庁舎 東京都特別支援教育推進室 電話 03-5228-3433